

職員採用試験への応募を検討している皆さんへ

「Q&A」により職員の待遇や職務の内容等を紹介します。

Q1 全国市長会とは？

全国市長会とは全国815の市長及び区長によって構成されている全国的連合組織です。地方自治法第263条の3の総務大臣への届出団体となっており、国会・内閣に対する「意見提出権」を持っています。

また、「国と地方の協議の場に関する法律」により、全国市長会は内閣総理大臣をはじめとする関係閣僚と地方六団体が協議を行う「国と地方の協議の場」を構成する団体の一つとなっています。

Q2 職員の待遇はどのようになるのですか。

健康保険は、協会けんぽ、年金は厚生年金となり、雇用保険・労災保険が適用になります。有給休暇は年20日（初年度は15日）です。

給与は、国家公務員の給与表により、初任給は、地域手当を含めて月額226,440円、賞与は年2回で約4か月分です（給与改定により変更があります）。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた様々な育児・介護のための両立支援制度を備えています。

Q3 仕事は、具体的にどのようなものですか。

政策部署（行政部、財政部、社会文教部、経済部）では、国に対する意見書等の作成を主な業務としています。意見書等の決定に向けて、市長さん方で構成する各種会議の開催に必要な資料の作成や会場の手配・設営などを行います。

また、国の省庁や政党の会議に出向いて情報収集を行うとともに、こうした会議に市長さんが出席して発言するために必要な資料作成などのサポートを行い、会議の経過をまとめて報告します。

政策部署のほか、全国市長会の組織を支える総務・経理、市長会の活動を紹介する広報、都市職員のための共済保険、全国都市会館の管理等の仕事を行っています。





Q4 部署の異動などはどのようなものですか。

Q3で紹介したように全国市長会は政策部署と市長会内の事務管理に携わる部署（企画調整室、総務部、調査広報部、共済保険部）で構成され、この2系統の部署を異動することで様々なスキルを身に付けていきます。

また、詳細はQ10で触れますが、外部の団体へ出向する機会もあり、多様な仕事を体験することができます。

Q5 国と地方の連絡調整とはどんなことなのか。

全国にある815の市区では、それぞれの自治体が様々な課題を抱えながら住民への行政サービスの提供に努めています。都市が抱える課題の中には、単独の都市では解決できないもの、また、多くの都市に共通するものが数多くあります。全国市長会では、これらの課題の解決に向けて、各都市の意見を取りまとめて国に提出するなどの活動を行っています。

国の省庁の審議会や政党主催の会議に市長さんが出席し、都市の立場を代表して意見を述べるということも多くあります。

また、国の省庁においては、地方に対して新たな事務や負担を義務付ける施策について、全国市長会などにその内容を知らせることが地方自治法に規定されています。このため、各省庁から事前の相談を受けるなど、国の政策について企画立案の段階から係わることになり、これらに対して全国市長会の意見をまとめる仕事が増加しています。

このほか、地方が実施する施策について最新の情報を収集し、各都市に知らせることも重要な役割です。

Q6 勤務地は、東京とありますが、転勤、出向はありますか。

勤務地は、基本的に東京ですが、都市行政の実態を知り、実務を経験することは大変重要であり、現在は、立川市と横須賀市に職員が出向しています。

また、全国市長会が設立に関係した団体に出向して勤務することもあります。

Q7 職員の男女比や人数はどのようなものですか。

2023年2月時点で約60人の職員が在籍しており、男女比はおよそ7対3となっています。

また、全国各地の市役所から派遣された職員も全国市長会の職員と共に働いています。





Q8

全国市長会職員になるために、専門的な知識は必要ですか。

時々の課題に応じて調査を行うなど、新たな問題への対応が必要です。このため、市役所の担当者に話を聞いたり、法令や国の省庁などのホームページを調べ、必要により国の担当者に質問をしたりします。

こうした仕事を通じて、様々な知識や解決に向けた手法を身に付けていきます。あらかじめ専門的な知識を持っている必要はありません。

課題は多様であり、専門的な知識はもとより、課題解決への柔軟な対応力が求められます。先輩からのサポートなどを受けて、前向きな姿勢をもって仕事に臨むことが何よりも重要です。

なお、全国市長会は、地方行財政制度について学術的な研究を行う団体ではありません。

Q9

全国市長会では、保険事業なども行っているのですか。

全国の都市の集まりであるというスケールメリットを生かした共済保険事業として、主に、①都市に損害賠償責任が生じた場合に備える損害保険事業、②都市職員個人が加入する任意共済制度や退職後の生活に備える個人年金共済制度等を行っています。

Q10

職員への研修には、どのようなものがありますか。

研修計画に基づき実施しています。基本的には、階層別に研修を行います。この中には、都市職員と一緒に受講する研修も含まれています。こうした機会を通じて、現場の状況を知り、都市職員と知己を得ることにもなります。

また、現在は、立川市と横須賀市に職員が出向し、実務を通じて研修する機会を設けています。このほか、全職員を対象に個人情報保護、メンタルヘルス、ハラスメント防止などの研修も実施しています。

初年度は、地方行財政制度等に関する研修、顧問弁護士による法令研修などを受けていただきます。

Q11

全国市長会の法的根拠は何ですか。

全国市長会は、地方自治法第263条の3で市長の全国的連合組織として総務大臣への届出団体となっており、国会・内閣に対する「意見提出権」を持っています。

また、「国と地方の協議の場に関する法律」により、全国市長会は総理大臣が招集する主要大臣と地方団体が協議を行う「協議の場」の一員とされています。

なお、全国市長会は、全国815市区の分担金等で運営されています。

